

**「京都府消防体制の整備推進計画」
(改定版)**

令和3年7月
京 都 府

目 次

I 市町村消防の現況及び将来の見通し	1
1.1 市町村の消防の現況	1
1 消防本部の現況	1
2 消防の活動状況等	1
3 消防力の実情	2
4 消防の対応力の状況	3
1.2 消防を取り巻く環境の変化	4
1 災害や事故の多様化、大規模化等	4
2 人口減少時代の到来	4
II 市町村の消防の広域化の推進に関する基本的な事項	5
2.1 広域化の背景及びこれまでの経緯	5
1 組織法の改正及び広域化に関する基本指針の策定	5
2 消防の広域化に関する基本指針の改正	5
3 市町村の消防の連携・協力	5
4 本府におけるこれまでの取組	5
2.2 消防の広域化及び連携・協力の必要性と考え方	6
1 消防の広域化及び連携・協力の必要性	6
2 消防の広域化及び連携・協力の考え方	6
2.3 本計画の位置づけ及び計画・目標期間	7
1 本計画の位置づけ	7
2 中期計画	7
3 長期目標	7
2.4 広域化及び連携・協力の進め方	8
2.5 消防団の活動活性化	8
III 消防の充実強化について	9
3.1 消防指令センターの共同運用	9
1 基本的な方向性	9
2 中期計画における消防指令センターの共同運用	9
3 長期目標における消防指令センターの共同運用	9
3.2 消防（防災）ヘリコプターの広域的運用及び消防車両等の共同整備	10
1 消防（防災）ヘリコプターの広域的運用の推進	10
2 消防車両等の共同整備	10
3.3 その他の連携	10
1 連携内容	10
2 検討体制	11
3 これまでの連携実績	11
3.4 消防本部の広域化	11
1 将来の広域化のあり方	11
2 特定小規模消防本部に対する対応	11
3.5 消防広域化重点地域の指定	11

IV	消防広域化及び連携・協力を伴う円滑な運営の確保に関する基本的な事項…	12
4.1	消防体制の整備 ……………	12
4.2	関係市町村間の協議 ……………	12
4.3	消防の広域化及び連携・協力を伴う体制整備のために考えられる方策 …	12
1	一部事務組合方式（協議会方式）による場合……………	12
2	事務委託方式による場合……………	13
V	市町村の防災に係る関係機関相互の連携確保に関する事項 ……………	14
5.1	消防団との連携確保 ……………	14
5.2	市町村防災・国民保護担当部局との連携確保 ……………	14
VI	消防体制の充実強化のための必要な措置 ……………	15
6.1	消防の広域化及び連携・協力を推進するための必要な措置 ……………	15
1	消防指令センターの共同運用に関する課題の調整・情報提供等 …	15
2	消防の広域化に関する助言・情報提供等……………	15
6.2	整備推進計画の進行管理等 ……………	15
1	適切な進行管理……………	15
2	状況の変化に応じた計画の変更……………	15
6.3	消防団の活性化のための事項 ……………	16
	参考資料 ……………	17

I 市町村消防の現況及び将来の見通し

1.1 市町村の消防の現況

1 消防本部の現況

京都府内（以下「府内」という。）では、平成 13 年 4 月 1 日に、乙訓地域の 2 市 1 町（向日市、長岡京市、大山崎町）の消防本部が合併して乙訓消防組合消防本部が発足し、府内の消防本部数は 15 となりました。その後の市町村合併により一部事務組合が単独消防になる等の結果、単独設置 11 本部、一部事務組合 4 本部となり、全ての市町村において、常備消防体制が確立されています。

消防本部の管轄人口で見ると、府内 15 消防本部のうち、30 万人以上の規模を有するのは京都市消防局のみとなっており、人口 10 万人以上 30 万人未満は 3 消防本部、10 万人未満（以下「小規模消防本部」という。）は 11 消防本部となっています。

また、消防職員の数は、府内全体で 3,395 人（令和 2 年 4 月 1 日現在）です。

2 消防の活動状況等

(1) 火災発生状況

令和元年中の府内の火災発生件数は、501 件で、過去 5 年間の傾向を見ると、平成 27 年から平成 29 年にかけて、微増していましたが、以降は減少傾向となっています。

また、人口 1 万人当たりの出火件数は、1.96 件で、全国平均の 2.96 件と比較して低い状況にあります。

(2) 救急出動状況

令和元年中の府内における救急出動件数は、145,884 件で、前年に比べ 0.2%の減少となっています。

過去 5 年間では 9.8%の増加となっており、特に平成 29 年から平成 30 年の間は、4.3%と増加率が大きくなっています。

(3) 救急活動の所要時間

令和元年中における、救急隊の現場到着所要時間は平均 7.1 分（全国平均 8.7 分）、また、病院収容所要時間（119 番の覚知から病院収容までの時間）は平均 32.4 分（全国平均 39.5 分）となっており、全国平均と比較し、迅速な病院搬送が行われている状況です。

しかし、新型コロナウイルス感染症の影響により、病院収容までに時間を要する救急搬送困難事案の増加等、新たな事象も発生しています。

(4) 防火対象物数

防火対象物数（消防法施行令別表第1に掲げるもののうち、法令等により消火器の設置を必要とする対象物数）は、府内で88,898件(令和2年4月1日現在)であり、平成27年に比べて3.5%の増加となっています。

なお、地域によりその分布には大きな差があります。

3 消防力の実情

市町村が火災の鎮圧や傷病者の救急搬送業務、更には事故や災害現場での人命の救助等を確実に遂行し、消防組織法（以下「組織法」という。）に定める消防責任を十分に果たすために、必要な施設及び人員の水準として、「消防力の整備指針」（最終改正：平成31年3月29日付け消防庁告示第4号）（以下「整備指針」という。）が定められています。

市町村は、必要な施設及び人員の水準を、この整備指針を基に地域の実情を加味して自ら決定し、計画的に消防体制の整備を進めています。

(1) 消防職員

府内の消防職員数（3,395人）を人口1,000人当たりで見ると1.319人（全国平均1.323人）となり、全国平均レベルの職員数をやや下回っています。

また、整備指針に基づく充足率（令和2年4月1日現在）は79.6%（H31全国平均78.3%）で、基準数に対しておよそ900人が不足している状況ですが、高機能な資機材・装置の導入、部隊の連携等による基準の緩和、各消防本部の相互応援体制の確立等によって、人員の不足は、一定補完されています。

(2) 消防車両

消防ポンプ自動車は、全ての消防本部に配備されているものの、整備指針に基づく充足率では、81.8%(全国平均97.7%)の状況です。

救急自動車は、全ての消防本部に配備されており、その充足率は87.9%(全国平均96.3%)です。

救助工作車は、全ての消防本部において配備がされているところですが、1消防本部を除き14消防本部で充足されている状況です。

はしご自動車は、全ての消防本部において配備を要し、そのうち10消防本部で充足率が100%に達しています。一方、5消防本部では配備されておらず、実際の災害対応に必要となった場合には、他の消防本部からの応援に頼らざるを得ない状況にあります。

(3) 消防費

令和元年度の消防本部における消防費決算額と各構成市町村における一般会計決算額に占める府内平均割合は、3.3%となっています。全国平均が3.7%であることを踏まえると、府内における消防費が一般会計決算額に占める割合は、全国平均をやや下回る状況にあります。

また、平成 30 年における府民一人当たりの消防費決算額の平均は、18,224 円（全国平均 15,670 円）となっており、全国平均より高くなっています。

なお、一般的に小規模な消防本部ほど割高となる傾向があります。

4 消防の対応力の状況

(1) 部隊運用の状況

通常火災等災害時の消防隊等の運用（出動）状況は、大規模な消防本部ほど運用台数が多く、消防本部の規模が小さくなるほど少なくなる傾向があります。特に中高層建築物や大規模工場等特殊な災害への対応力は、出動可能台数が少ない小規模な消防本部ほど小さくなります。

また、現場から最も近い地点にいる部隊を選定して出動させるシステム（直近指令システム）を導入し、運用している消防本部は 6 消防本部となっています。

救急対応についても、消防本部の規模が大きいほど日常の運用救急隊の数が多く、救急救命士の乗組割合や救急隊員の専従割合も高くなります。このため、消防本部の規模によって救急隊の対応力にも一定の差が認められます。

(2) 予防業務の高度化及び専門化の状況

火災を未然に防ぎ、被害を最小限にするためには、建物の消防法令違反の状況をしっかりチェックし、違反を認めた場合には、必要な是正指導を行うことが重要です。

府内の 13 消防本部では管内の防火対象物に対して予防専従職員が携わっていますが、2 消防本部では、研修の機会も得られにくいため、査察、指導に携わる専任職員の確保が困難な状況です。

また、複雑多様な火災等の発生原因や延焼拡大経路、消防用設備の起動状況等を科学的に究明し、火災による損害、特に、悲惨な焼死者の発生防止等広範な火災予防対策を樹立するためには、火災原因調査業務についても高度な知識と技術を要求されます。

しかしながら、専任調査員が配置されているのは 2 消防本部にとどまり、多くは消防隊員が兼務している状況となっています。今後、火災調査員の養成等の充実を図ることが課題です。

(3) 通信技術高度化への対応

119 番通報への迅速な対応のために有効な、通報場所を自動的に示す発信地表示システムは、全消防本部で導入されていますが、そのうち GPS を活用した消防車両の動態管理システムが導入されているのは 14 消防本部となっています。

1.2 消防を取り巻く環境の変化

1 災害や事故の多様化、大規模化等

これまでも消防は、市街化の進展、交通インフラの発達等、地域事情の変化に応じて、消防力の整備強化を図ってきましたが、近年は、災害や事故が多様化、大規模化している他、予期できない新興感染症等への対応、都市構造の複雑化、住民ニーズの多様化、さらにはテロ災害、武力攻撃災害等新たな事象への対応など、消防を取り巻く環境は、さらに大きく変化しています。

2 人口減少時代の到来

京都府の推計人口(令和3年1月)は、256万6,341人であり、平成16年までは人口の増加傾向が続いたものの、平成17年からは減少傾向に転じました。今後も人口の減少が続き、令和7年には250万人になると予測されています。

一方で、京都府の総人口に占める高齢者(65歳以上)人口の割合(高齢化率)は、平成30年で28.5%となっており、平成27年国勢調査では27.5%、平成22年では23.4%、平成17年では20.0%と、確実に高齢化が進行しています。

このことから、高齢者人口の増加に伴う急病等の救急出動は増加することが予測されますが、「整備指針」の基礎となる消防本部の管轄人口は減少することから、将来的に大きな影響が出てくると考えられます。

さらに高齢化の進展は、消防本部とともに地域の防火・防災を担っている消防団員の確保に関しても大変懸念される要素となります。

以上のような社会情勢から、今後は、常備消防体制の充実が求められるとともに、従来から地域密着型で活動している非常備の消防団においては、より地域との連携を深めた活動が必要になると考えられます。

Ⅱ 市町村の消防の広域化の推進に関する基本的な事項

2.1 広域化の背景及びこれまでの経緯

1 組織法の改正及び広域化に関する基本指針の策定

総務省消防庁は、消防の広域化により、管理運営や行財政上の様々なメリットを実現し、消防力の充実・強化を図る必要があるとして、都道府県の役割を明確化し、市町村が、関係機関等と十分な議論ができるよう、組織法を改正するとともに、これに基づく「市町村の消防の広域化に関する基本指針」（以下「基本指針」という。）を、平成 18 年に策定しました。

この中で、都道府県は、平成 19 年度までに消防広域化推進計画を策定することとされ、市町村は、同計画に基づき平成 24 年までに広域化を実現することとされました。

2 消防の広域化に関する基本指針の改正

その後、平成 25 年に基本指針が改正され、広域化の期限は平成 30 年 4 月 1 日まで延長され、全国で市町村消防の広域化への取組が進められましたが、平成 30 年 4 月現在においても、管轄人口 10 万人未満の小規模消防本部が全体の 6 割を占めることなどから、広域化の進捗は十分とは言えず、小規模消防本部が抱える課題は依然として解決されていないとされました。平成 30 年に再度、基本指針が改正され、広域化の期限が令和 6 年 4 月 1 日まで延長された上で、都道府県においては、推進計画の再策定を行うよう努めることが定められました。

3 市町村の消防の連携・協力

総務省消防庁は、「市町村の消防の連携・協力に関する基本指針」を平成 29 年 4 月に策定し、広域化を積極的に進める一方で、直ちに広域化を進めることが困難な地域においても必要な消防力を確保・充実していくため、消防事務の性質に応じて事務の一部について連携・協力を推進することが必要であるとし、その推進方策や具体例等を示しました。

また、平成 30 年 4 月には、都道府県において、高機能消防指令センターの共同運用等について幅広い視野で検討を行い、連携・協力対象となる市町村を推進計画に定めることや、連携・協力の推進期限を消防の広域化の期限と同じ令和 6 年 4 月 1 日とすることなどを内容とする、指針の改正が行われました。

4 本府におけるこれまでの取組

京都府では、平成 21 年 3 月に「京都府消防体制の整備推進計画」を策定し、住民サービス、財政運営などの観点から有効である消防指令センターについて、京都府を北部・京都市・南部の 3 ブロックに区分し、ブロック単位で共同設置すること、京都府南部地域の二つの町単独消防本部（久

御山町及び精華町)の規模拡大を図ることなどを掲げました。

消防指令センターについては、亀岡市以北の6消防本部で共同運用に向けた協議・調整が進められています。

また、小規模単独消防本部の規模拡大についても、関係する市町村において、地理的要因や経済的なつながり等を勘案しつつ、検討を進めてきました。

2.2 消防の広域化及び連携・協力の必要性と考え方

1 消防の広域化及び連携・協力の必要性

府内15消防本部のうち、11消防本部が市町村の基本指針に定める小規模消防本部に位置付けられます。こうした小規模消防本部では、管轄区域において、大規模な災害や救急及び火災事案等が同時発生した場合、職員の非常招集や隣接する消防本部の応援要請などの緊急対応が必要になると考えられます。

さらには、人員配備や財政運営面においても、柔軟性に乏しいという課題があります。

初動体制の充実や近隣消防本部の応援出動に頼らない消防体制の確立、さまざまな災害に対応した車両及び資機材を確保するための財政規模の拡大等の課題は、この小規模消防本部において多く見受けられる状況にあります。

とりわけ、消防吏員数が50人以下の消防本部（以下「特定小規模消防本部」という。）においては、これらの課題はより深刻であると考えられます。

さらに、今後の人口減少や高齢化の進行などの社会情勢によっては、その他の消防本部においても、同様の課題が顕在化することが考えられ、将来的な見通しを立てながら府内の消防の広域化を進めていく必要があります。

2 消防の広域化及び連携・協力の考え方

京都府では、消防の広域化及び連携・協力については、消防力の強化により、住民サービスの向上を図るとともに、これからの高齢化社会や災害の激甚化及び多様化に対応できる体制づくりのため、次のことについて、推進することとします。

- (1) 消防本部の広域化
- (2) 消防指令センターの共同運用
- (3) 消防（防災）ヘリコプターの広域的運用や消防車両の共同整備
- (4) その他の連携・協力

なお、こうした消防の広域化及び連携・協力を進めるには、管轄面積の広狭、道路事情、広域行政、地域の歴史、日常生活圏、更には人口動態等、府内における地域事情などを十分に考慮した上で、自主的な市町村の消防体制の充実・強化を検討する必要があります。

また、直ちに広域化を進めることが困難な地域においても、消防事務の性質に応じて事務の一部について柔軟に連携・協力することにより、消防力を確保・充実していくことが求められます。

このため、京都府においても、連携・協力の推進が将来の広域化につながるとの認識の下、地域の実情に応じて、できるところから連携・協力を積極的に推進することとします。

2.3 本計画の位置づけ及び計画・目標期間

1 本計画の位置づけ

府内の消防本部が、将来にわたり京都府民の安全・安心を守る消防力の充実・強化を図るためには、積極的に消防の連携・協力を進めるとともに、その効果や実績を踏まえた消防の広域化が必要であることから、京都府は、国の基本指針の改正を踏まえ、関係市町村間の合意形成や調整、課題解決のための支援等について、積極的に役割を果たすとともに、自主的な市町村の消防の広域化及び連携・協力の推進に取り組むことを目的として、この計画を策定するものとします。

また、広域化や連携・協力の実現に向け、京都府総合計画における令和22年（2040年）の将来像を踏まえながら、計画・目標を設定するとともに、取り組むべき事項についての基本的な方針を定めることとします。

2 中期計画

(1) 計画期間：令和7年度までの5年間

(2) 優先的に進める事項

ア 消防指令センターの共同運用

(ア) 中・北部消防指令センターの共同運用を具体的に推進

(イ) 京都市・南部地域において、消防指令センターの共同運用に向けた検討を開始

イ 消防広域化重点地域の指定等

ウ その他の連携・協力の調整

3 長期目標

(1) 目標期間：令和12年度までの10年間

(2) 優先的に進める事項

将来的な府内全消防本部による消防指令センターの一体的な共同運用を目指し、実現に向けた調整を実施

2.4 広域化及び連携・協力の進め方

- (1) 課題ごとに関係市町村等で構成する検討組織等を設け、京都府も積極的に参加し、調整を図ります。
- (2) 中期計画期間においては、可能な範囲・組合せで広域化や各種連携・協力の検討を進めることとし、最終的な府内全消防本部による一体的運用も想定しながら、様々な分野で段階的な連携も考慮しつつ進めます。
具体的には、消防指令センターの共同運用について優先的に検討を進めるとともに、消防（防災）ヘリコプターの広域的運用、消防車両等の共同整備、資機材等の共同購入、特定業務での連携などについて、あわせて検討・調整を進めます。

2.5 消防団の活動活性化

消防団は、常備消防と連携を取りながら、それぞれの地域において、火災、地震や風水害などの近年複雑多様化する各種の災害に地域密着型の活動を行っていますが、消防団員数の減少や団員の高齢化の進行により消防団活動の低下が懸念され、特に非常時の地域防災体制の確保が求められています。

また、都市部への人口流入や農村部の過疎化など、様々な社会環境の変化や地域毎の社会特性に応じた消防団活動を実施していく必要があります。

今後、消防団員の確保や消防団活動の活性化を図っていくためには、「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」（平成25年12月制定）の趣旨や「消防団員の処遇等に関する検討会（令和2年度総務省消防庁）」における様々な議論等もふまえ、各市町村は京都府と連携し、地域防災力の充実強化や消防団活動の活性化に取り組んでいく必要があります。

Ⅲ 消防の充実強化について

3.1 消防指令センターの共同運用

1 基本的な方向性

- (1) 最終（将来）的には、府内全消防指令センターの一体的な共同運用を目指します。
- (2) 中期計画期間において、中・北部地域の消防指令センターの共同運用（6消防本部 7市3町）を確実に推進するとともに、京都市及び南部地域での消防指令センター（1消防局・8消防本部 8市7町1村）の共同運用について、消防本部間の議論を深めるとともに、実現に向けた検討を進めます。
- (3) 消防力の向上を図るとともに、中長期的な管理運営や行財政上における影響も考慮し、消防本部間で幅広く検討します。
- (4) 中・北部地域の消防指令センターと京都市及び南部地域での消防指令センターとの連携のあり方についてもあわせて検討します。

2 中期計画における消防指令センターの共同運用

- (1) 中・北部地域の消防指令センター共同運用
令和2年11月に「京都府中・北部地域消防指令事務協議会」が設立されるとともに、「京都府中・北部地域消防指令センター共同運用実行委員会」を設置し、具体的な検討が進められているところですが、引き続き、令和6年度に共同運用を開始できるよう、調整を進めます。
- (2) 京都市及び南部地域の消防指令センター共同運用
ア 京都市及び南部8消防本部での検討を推進します。
イ 各消防本部のシステム更新時期が異なることから、共同運用等の実施時期等について、令和7年度までにとりまとめ、早期に共同運用を目指します。
- (3) 中・北部地域消防指令センターと京都市及び南部地域消防指令センターの連携のあり方
ア 中・北部地域消防指令センターと京都市及び南部地域での消防指令センターとの連携のあり方や、消防救急デジタル無線の共同整備等についても、それぞれの消防指令センターの共同運用の推進にあわせて検討します。
イ 消防（防災）ヘリコプター、高所カメラ及びその他の情報ツールを活用した府内一円の災害情報等の共有についても、並行して検討します。

3 長期目標における消防指令センターの共同運用

中期計画期間での共同運用の進捗状況をふまえ、中・北部地域消防指令

センターと京都市及び南部地域消防指令センターの連携等、府内の消防指令センターの一体的な共同運用に向けた具体的な検討・調整を行います。

3.2 消防（防災）ヘリコプターの広域的運用及び消防車両等の共同整備

1 消防（防災）ヘリコプターの広域的運用の推進

- (1) 平成30年4月、京都府消防長会に「消防（防災）ヘリコプターの活用に係る研究会」を設置し、消防ヘリの有効性や、広域的活用について検討が進められています。
- (2) 災害の多様化・広域化への更なる対応が求められる中、府内の航空体制のあり方、近隣府県との連携について、さらに必要な検討を進めます。
- (3) 応援協定に基づく連携活動の有効性を高めるため、合同訓練等の取り組みを継続して実施します。

2 消防車両等の共同整備

複数の消防本部で共同整備することで、より広域的に高度な車両の配置が可能になり、複雑化・多様化する災害への対応能力の向上も期待できます。

- (1) 整備が想定される車両等
はしご車、化学消防車、その他の特殊車両
- (2) 共同整備の手法
協定等
- (3) これまでの共同整備実績
相楽中部消防組合と奈良市消防局において、はしご車を共同整備し、令和2年11月から運用を開始

3.3 その他の連携

1 連携内容

- (1) 広域応援体制の強化
京都府広域消防相互応援協定の見直し等
- (2) 資機材等の共同購入（車両以外）
 - ア 消防資機材
 - イ 救急資機材
 - ウ 備蓄物資
 - エ 緊急消防援助隊に係る資機材や食料等
- (3) 特定業務の連携
 - ア 火災調査業務
 - イ 予防業務
 - ウ 危険物業務
 - エ 外国の方等への多言語対応

2 検討体制

検討項目の内容に応じて、府内全体で検討を行います。

3 これまでの連携実績

- (1) 【覚書】京都救命指示センター（H7～）
- (2) 【協定】消防学校の共同化（H29～）
- (3) 【協議会】救急安心センターきょうと（R2～）
- (4) 【計画】京都府消防広域応援基本計画（第3次）（R元. 11月改定）
- (5) 【協定】京都府広域消防相互応援協定書（H19～）（R2.3月改定）

3.4 消防本部の広域化

1 将来の広域化のあり方

消防本部の規模が大きいほど火災等の災害への対応能力の強化に繋がるとともに、人員配備、財政運営等の観点から望ましいとされていることから、京都府においても、将来的に府内全体を一つの消防組織とした構想を検討するため、まずは、消防本部の広域化を実施できる地域について、対象市町村の組合せや時期も含め、段階的に検討・協議を進めることとします。

まずは、消防指令センターの共同運用や、広域応援体制の強化など、府内の消防本部間の連携・協力体制を強化していく中で、組合せ等の検討を進めます。

2 特定小規模消防本部に対する対応

基本指針において、「小規模な消防本部においては、出動体制、保有する消防用車両、専門要員の確保等に限界があることや、組織管理や財政運営面での厳しさが指摘されることがあるなど、消防の体制としては、必ずしも十分でない場合がある。」とされておりますが、新型コロナウイルス感染症に複数の職員が罹患し、消防力の維持・確保のために、他の消防本部からの応援が必要となる事案や、豪雨災害により消防用車両等が水没し、他の消防本部等から車両等の支援を受ける事案等、小規模消防本部の限界に直面する事態も発生しています。

特に、特定小規模消防本部においては、これらの課題が喫緊の課題であるため、消防力の充実強化について、優先的に進める必要があります。

3.5 消防広域化重点地域の指定

消防広域化重点地域の指定については、特定小規模消防本部を中心に関係市町村の意見も聞きながら、地域指定に向けた、検討・協議を中期計画期間に優先的に進めていきます。

IV 消防広域化及び連携・協力を伴う円滑な運営の確保に関する基本的な事項

4.1 消防体制の整備

消防の広域化においては、その効果を十分に発揮することができるよう、規模拡大後の消防本部では一元的な部隊運用、出動体制、事務処理等が行われることが特に重要です。

また、管轄する面積の拡大に対応して、消防本部と消防署間の連絡調整、災害防衛活動の指揮及び統制や管理、指導の円滑で適正な執行を確保することが必要です。

さらに住民サービスを低下させないため、許認可事務など一定の窓口業務を消防署長に委任することも有効と考えます。

連携・協力においては、各消防本部の消防力・消防需要の現況や将来的な課題を見極め、効率的な施設整備や人員配置等を行うことが必要です。

4.2 関係市町村間の協議

消防の広域化は、主に一部事務組合、広域連合、又は事務委託により行われることとなりますが、それぞれの特徴を十分認識した上で、構成市町村又は受託市町村若しくは委託市町村（以下「構成市町村等」という。）の間での意思疎通及び情報共有が円滑に行われることが重要です。

このため、構成市町村等間で十分協議のうえ合意形成を図り、広域化後の消防の運営方式を決定する必要があります。

連携・協力は、地域の実情や地理的な状況等を考慮しつつ、関連する市町村等における消防需要等の情勢分析を適切に行った上で、どのような連携・協力が可能であるかを、広い視野で検討することが求められます。

4.3 消防の広域化及び連携・協力を伴う体制整備のために考えられる方策

消防の広域化及び連携・協力後の消防の円滑な運営の確保のためには、次の事項等について、構成市町村等間において十分協議の上、事前に決定しておくことが必要であり、一部事務組合又は事務委託の規約や規程等において定めることが有効であると考えられます。

1 一部事務組合方式（協議会方式）による場合

- (1) 経常的経費、投資的経費の構成市町村ごとの負担金の額又は負担割合等に係る基本的な考え方やルール
- (2) 職員の任用、給与、教育訓練等に関する計画
- (3) 中期計画、長期目標としての消防力の整備計画
- (4) 部隊運用、指令管制等に関する計画
- (5) 構成市町村等間の連絡会議の定期的な開催、消防長の専決対象の明確化等構成市町村間の迅速な意見調整を可能とするための仕組み

- (6) 消防事務の運営に関し、住民の意見を反映できる仕組み

2 事務委託方式による場合

- (1) 委託料に係る基本的な考え方やルール
- (2) 構成市町村等の長と、消防長又は消防団長とが緊密に連携し、相互連絡や情報共有できる体制の構築のための計画
- (3) 消防事務の運営に関し、住民の意見を反映できる仕組み

V 市町村の防災に係る関係機関相互の連携確保に関する事項

5.1 消防団との連携確保

消防団は、先に述べたように地域に密着した消防防災活動を行うという特性上、組織法に基づき推進する自主的な市町村の消防本部の広域化の対象とされておらず、従来どおり、「整備指針」に基づき、原則として一市町村に一団、あるいは、必要に応じて複数の団を置くこととなります。

このため、地域の実情に応じて広域化した消防本部と消防団との密接な連携の確保を図る必要があります。

具体的には次のような方策が考えられます。

- (1) 出動時の指令内容が各消防団に確実に伝わるよう、電話、無線、メールなど伝達手段の整備
- (2) 平素から各消防団合同又は常備消防を含めた訓練等の実施
- (3) 常備消防の管轄区域内の複数の消防団の団長の中から連絡調整担当の団長を指名することによる常備消防との一元的な連絡調整の実施
- (4) 構成市町村等の消防団と当該構成市町村等の区域に存する消防署所との連携確保のため、消防署所に消防団との連絡調整を担当する職員を配置するとともに、定例的な連絡会議の開催等

5.2 市町村防災・国民保護担当部局との連携確保

市町村の防災や国民保護業務は、住民の安心・安全の確保という最も基本的かつ重要な業務であるとともに、関係部局・機関が多岐にわたるため、それら全体を総合的に調整できる責任者において実施することが必要です。

また、地域の実情に応じて規模拡大後の消防本部と構成市町村等の防災・国民保護担当部局との連携の確保を図る必要があります。

なお、具体的には次のような方策が考えられます。

- (1) 夜間・休日等における市町村の防災業務について、初動時の連絡体制などを消防本部に事務委託
- (2) 各構成市町村等の長及び防災・国民保護担当幹部と消防長等による協議会の設置
- (3) 各構成市町村等と当該構成市町村等の区域に存する消防署所との連携確保のための、定例的な連絡会議の開催、各市町村災害対策本部への消防職員の派遣等
- (4) 防災・国民保護担当部局と消防本部との人事交流
- (5) 総合的な合同防災訓練の実施
- (6) 防災・国民保護担当部局と消防本部との情報通信手段の充実による連絡体制の強化
- (7) 防災行政無線の親機や遠隔操作機を消防本部等にも設置することによる24時間体制の確保

VI 消防体制の充実強化のための必要な措置

6.1 消防の広域化及び連携・協力を推進するための必要な措置

消防指令センターの共同運用をはじめとする連携・協力及び消防の広域化について、関係する市町村において十分に議論が尽くされるよう、京都府は必要な情報の提供を行うとともに、市町村からの求めに応じて必要な調整を行うなどの支援を実施していきます。

また、消防の広域化や連携・協力の必要性や効果等について、京都府民や関係者に対する情報提供、普及啓発等を行います。

1 消防指令センターの共同運用に関する課題の調整・情報提供等

(1) 消防指令センターを共同運用する場合において、既存の施設との調整等、共同運用の具体化のための課題の調整を行うとともに、各消防本部の意向を伺いながら、共同運用の課題を協議するために関係市町村等で構成する検討組織等に積極的に参加し、調整を図ります。

また、連携・協力の推進に関する制度、先進事例や留意事項等について、必要な情報を積極的に提供するとともに、国の事業を活用した調査研究の実施等の支援を行います。

(2) 共同運用の実現に向けて、財源の確保及び各種の情報提供等について、積極的に国に要望していきます。

2 消防の広域化に関する助言・情報提供等

(1) 市町村等からの要請に基づき、国のアドバイザー制度を積極的に活用し、消防本部の規模拡大の具体化に向けた協議を支援します。

(2) 消防の広域化を図るには、組織法第34条に規定する広域消防運営計画を、関係する市町村間において策定する必要がありますが、その策定に向け、個別具体的な課題等への助言や、消防の広域化に伴う有効な事例の情報を提供します。

6.2 整備推進計画の進行管理等

1 適切な進行管理

京都府は、本計画を推進するため、市町村の取組状況や国等の動向を適時に把握し、適切な進行管理に努めるものとします。

また、この計画を実効性のあるものとするため、消防の広域化や連携・協力を推進するための検討組織に積極的に関与するとともに、検討・検証への支援を行います。

2 状況の変化に応じた計画の変更

京都府は、消防の広域化及び連携・協力について、交通事情や道路環境、災害の特性、消防需要など、地域の実情や状況に変化が生じた場合等に

は、中期計画期間中においても、市町村の自主的かつ多様な取組を尊重しながら、必要に応じて本計画を改定するものとします。

6.3 消防団の活性化のための事項

常備消防の充実強化と併せて、消防団をより活性化することによって地域防災力を強化し、地域に密着した消防防災体制の中核的存在として相応しい活動が展開できるよう、京都府は必要な支援を行います。

- (1) 消防団員を確保し、消防団活動の活性化に向けた取り組みを推進します。
- (2) 消防団に対する企業や家族の理解を促すとともに、活動環境の整備や処遇改善を図り、円滑な消防団活動を支えます。
- (3) 地域特性に着目した消防団体制の整備・向上を図ります。
- (4) 激甚化及び多様化する災害に対応するための消防団の装備の充実を図ります。
- (5) 消防団員の教育・訓練の改善により、消防団の強化を図ります。
- (6) 地域における他の組織との連携や新たな支援組織の育成を図ります。

◇消防本部の現況等

府内消防（局）本部位置図	・・・	18
現況の推移	・・・	19
(1) - 1 府内消防本部の現況	・・・	23
- 2 市町村消防費の決算状況	・・・	24
- 3 消防車両の保有状況	・・・	25
(2) - 1 火災の発生状況	・・・	26
(2) - 2 火災の発生状況	・・・	27
(3) 消防活動（救急）の状況	・・・	28
(4) 消防活動（救助）の状況	・・・	29

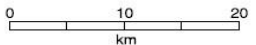
京 都 府



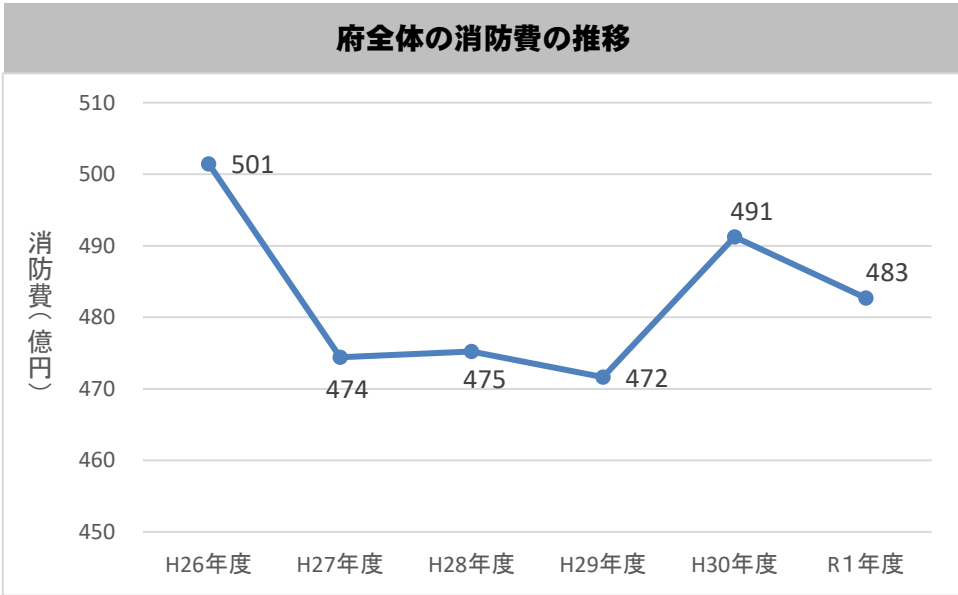
面積 (km ²)	4,612.20
消防本部数	15



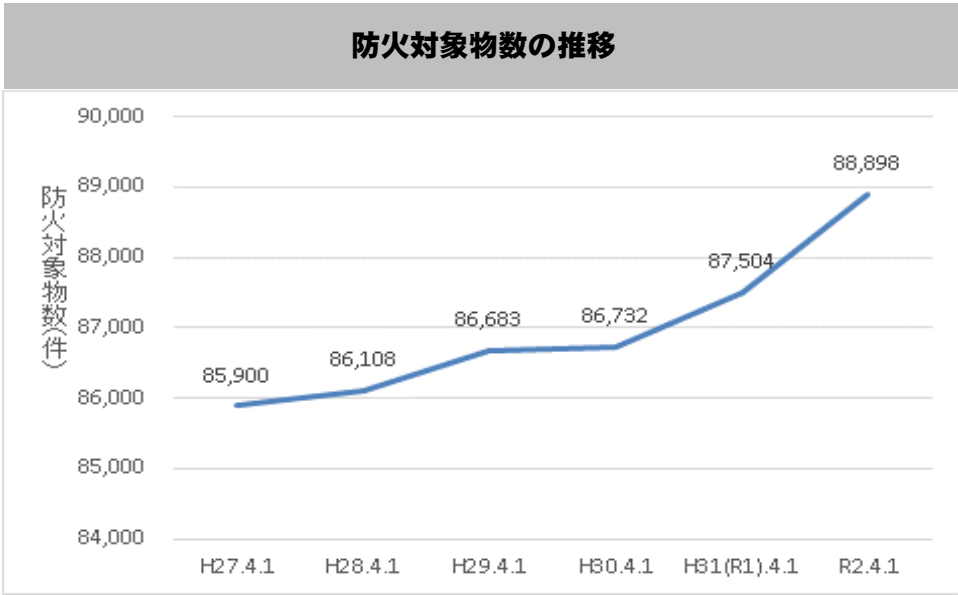
- 凡 例
- 組合消防
 - 単独常備
 - 委託常備
 - 本部所在地



消防費

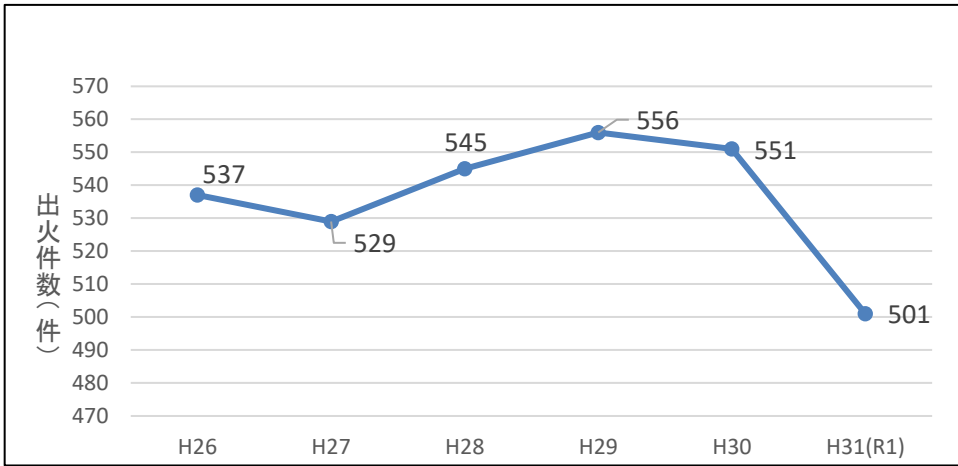


防火対象物

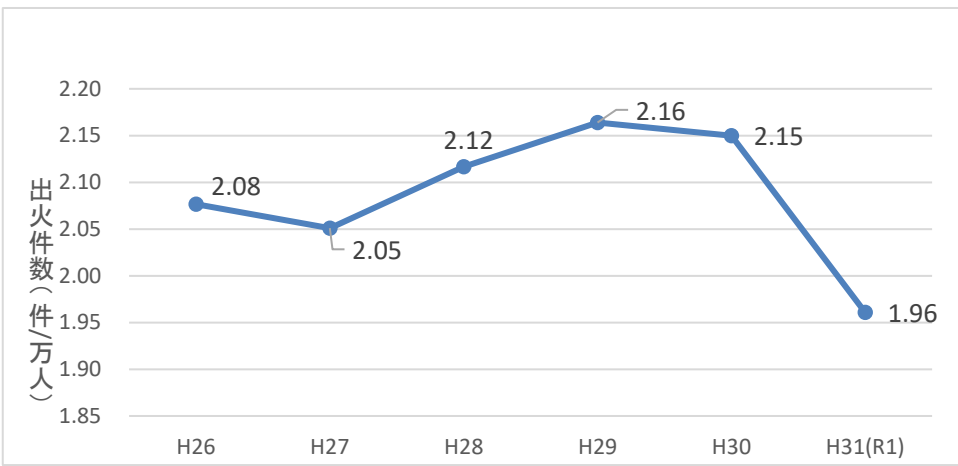


火災

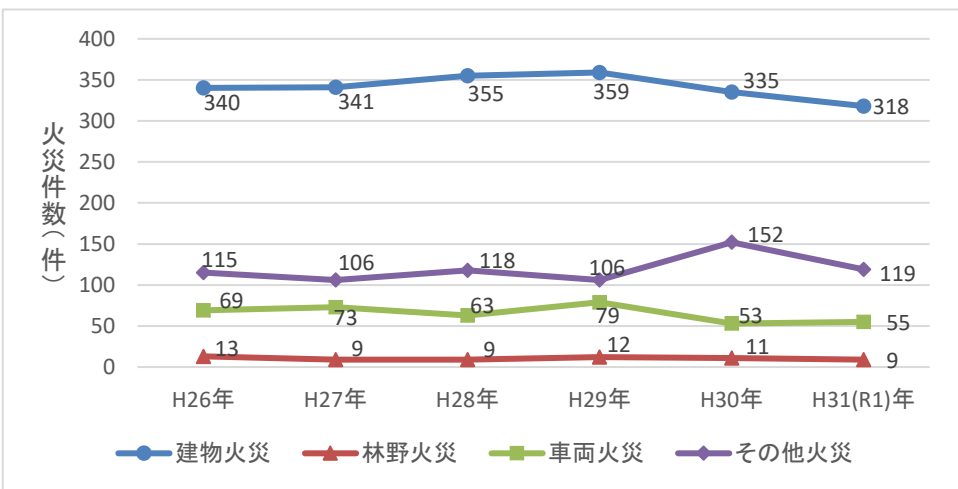
出火件数の推移



府人口1万人当たりの出火件数の推移

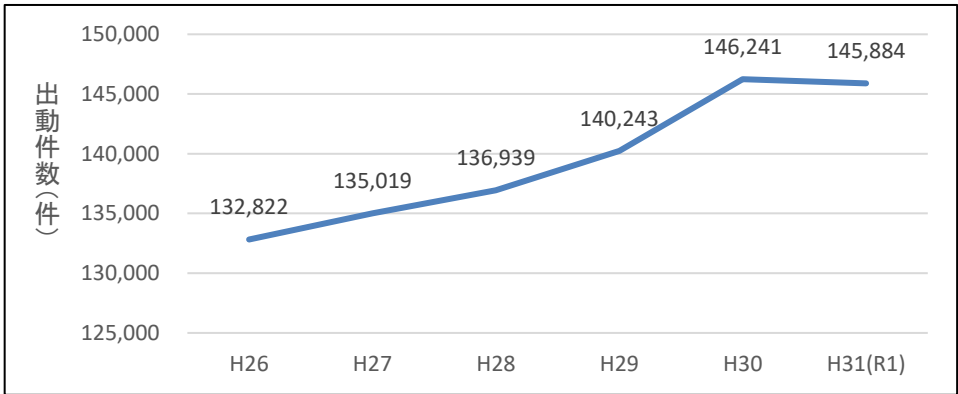


府内の火災種別の推移

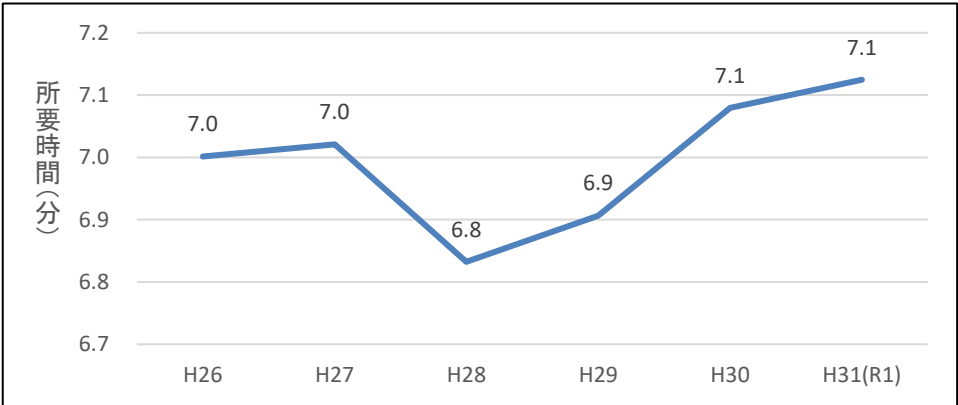


救急

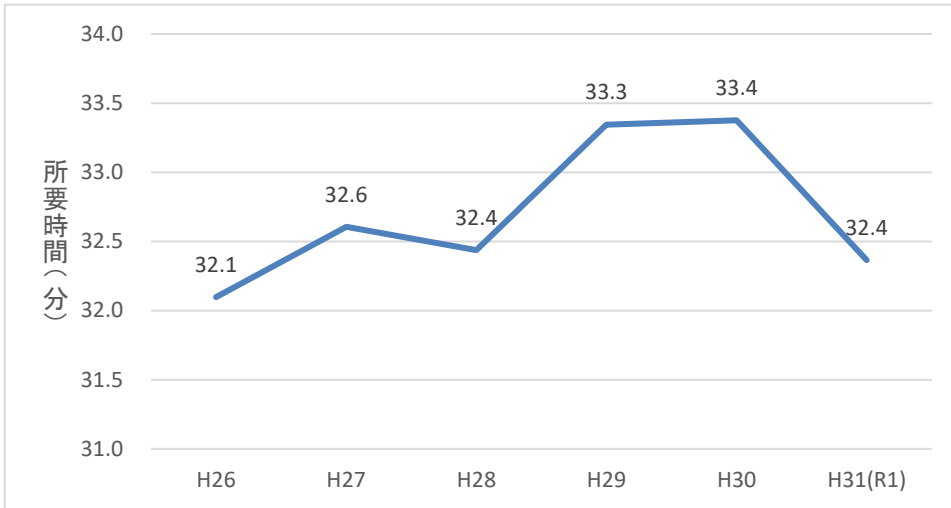
府内の救急出動件数の推移



現場到着所要時間の推移

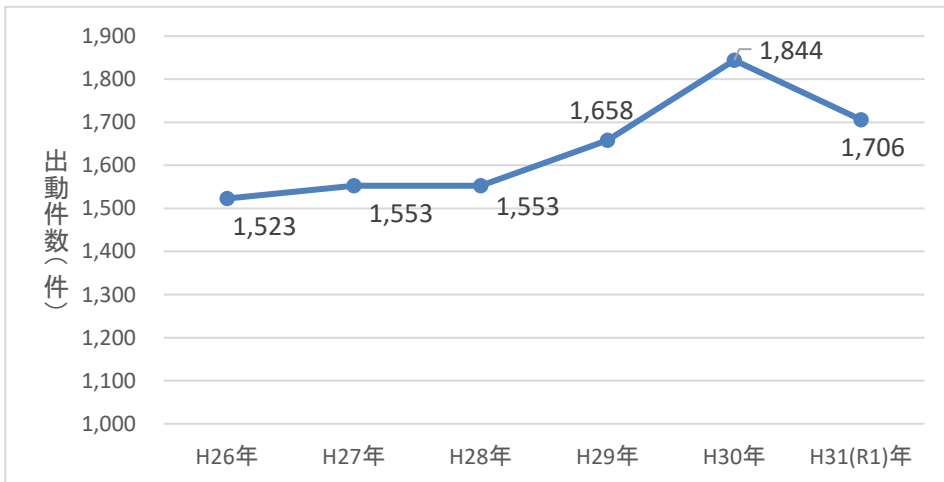


病院収容所要時間の推移



救助

府内の救助出動件数の推移



消防本部の現況等

1-1 府内消防本部の現況

	本部名	構成	管内人口(a)(人) (※平成27年国勢調査)	管内面積(b) (km ²)	防火対象物数 (R2.4.1現在)	署所数(c) (署+所) (R2.4.1現在)	職員数(人) (R2.4.1現在)		指標		
							算定数(d)	実数(e)	職員1人当 たりの人口 (a)/(e)	1署所当た りの面積 (b)/(c)	充足率 (e)/(d)
京都市	京都市	市単独	1,475,183	828	54,430	48	2,037	1,797	820.9	17.3	0.882
山城	乙訓消防組合	向日市・長岡京市・ 大山崎町	148,651	33	3,498	4	202	183	812.3	8.3	0.906
	宇治市	市単独	184,678	68	3,439	5	256	215	859.0	13.6	0.840
	城陽市	市単独	76,869	33	1,287	3	155	95	809.1	11.0	0.613
	久御山町	町単独	15,805	14	1,566	1	63	37	427.2	14.0	0.587
	八幡市	市単独	72,664	24	1,626	1	141	77	943.7	24.0	0.546
	京田辺市	市単独 (井手町・宇治田原町/委託)	88,064	119	2,217	4	139	104	846.8	29.8	0.748
	精華町	町単独	36,376	26	778	1	115	53	686.3	26.0	0.461
	相楽中部消防組合	木津川市・笠置町・ 和東町・南山城村	80,816	238	1,710	6	202	132	612.2	39.7	0.653
南丹	京都中部広域 消防組合	亀岡市・南丹市・ 京丹波町	137,077	1,144	4,097	7	259	191	717.7	163.4	0.737
中丹	福知山市	市単独	78,935	553	5,533	3	160	129	611.9	184.3	0.806
	舞鶴市	市単独	83,990	342	3,774	3	189	134	626.8	114.0	0.709
	綾部市	市単独	33,821	347	1,539	2	112	60	563.7	173.5	0.536
丹後	京丹後市	市単独	55,054	502	1,840	4	126	99	556.1	125.5	0.786
	宮津与謝消防組合	宮津市・伊根町・ 与謝野町	42,370	343	1,564	4	109	89	476.1	85.8	0.817
府計		26市町村	2,610,353	4,614	88,898	96	4,265	3,395	768.9	48.1	0.796

1-2 市町村消防費の決算状況 (単位:千円)

	消防本部名	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和元年度	令和元年度
	市町村名	消防費	消防費	消防費	消防費	消防費	消防費	一般会計予算	消防費の占める割合
京都市	京都市	22,969,312	22,000,286	21,350,435	20,850,104	21,821,564	21,306,159	770,493,632	2.77
山城	乙訓消防組合	1,942,162	2,266,730	1,947,997	2,095,070	2,026,902	1,944,344	53,390,000	3.64
	向日市	784,066	747,968	739,071	751,122	759,672	753,600	19,670,000	3.83
	長岡京市	961,310	976,912	1,195,162	1,006,277	998,978	1,014,839	27,784,000	3.65
	大山崎町	364,193	361,963	357,578	455,831	371,669	359,244	5,936,000	6.05
	宇治市	2,186,770	2,090,810	2,140,860	2,110,260	2,014,500	2,143,618	62,976,478	3.40
	城陽市	968,442	867,071	867,660	1,138,486	1,900,849	2,453,016	29,823,435	8.23
	久御山町	366,294	344,653	401,875	386,449	464,904	490,451	7,330,000	6.69
	八幡市	743,496	828,405	722,947	1,037,940	780,317	835,637	26,244,755	3.18
	京田辺市	894,106	893,134	882,306	1,009,374	931,098	894,710	23,852,126	3.75
	井手町	246,669	220,913	246,699	289,377	244,558	267,604	3,989,978	6.71
	宇治田原町	318,178	215,632	245,011	279,059	236,067	242,758	6,775,268	3.58
	精華町	716,228	1,175,229	729,245	564,834	723,601	556,442	13,240,000	4.20
	相楽中部消防組合	1,291,898	1,292,527	1,339,482	1,368,034	1,352,200	1,342,741	34,996,235	3.84
	木津川市	1,246,924	1,119,058	1,393,372	1,192,314	1,187,695	1,163,783	28,307,000	4.11
	笠置町	71,330	77,237	91,045	66,155	63,754	67,051	1,506,600	4.45
	和束町	380,570	182,512	296,774	202,456	203,960	184,657	3,234,200	5.71
南山城村	182,300	133,904	128,528	137,450	120,746	117,377	2,336,961	5.02	
南丹	京都中部広域消防組合	2,110,083	1,912,844	2,225,418	2,008,969	2,030,952	2,105,215	70,585,721	2.98
	亀岡市	1,156,625	1,192,191	1,197,517	1,167,621	1,198,126	1,263,311	36,200,472	3.49
	南丹市	1,155,073	874,828	955,130	1,002,464	1,377,575	1,104,047	22,888,691	4.82
	京丹波町	402,646	400,197	377,339	404,432	401,022	372,196	11,496,559	3.24
中丹	福知山市	1,450,375	1,396,279	1,523,056	1,375,029	1,761,824	1,676,645	43,671,736	3.84
	舞鶴市	1,793,212	1,478,079	1,335,761	1,475,266	1,249,526	1,351,062	34,003,314	3.97
	綾部市	939,825	700,604	668,796	670,846	638,407	592,610	17,257,469	3.43
丹後	京丹後市	1,985,585	1,174,310	1,372,492	1,337,828	1,771,502	1,412,650	33,810,000	4.18
	宮津与謝消防組合	1,283,907	1,233,669	1,395,327	1,394,046	1,246,374	1,042,087	31,234,706	3.34
	宮津市	527,249	528,788	571,011	636,913	506,474	427,063	14,039,043	3.04
	伊根町	103,455	126,548	143,148	104,674	127,887	221,752	3,460,032	6.41
	与謝野町	603,106	627,470	679,589	644,668	610,006	563,127	13,735,631	4.10

1-3 消防車両の保有状況(令和2年4月1日現在)

消防本部名		消防車両保有台数[台]														
		ポンプ車 〔水槽付含〕			化学消防車			救急車			救助工作車			はしご車		
		算定数	整備数	充足率	算定数	整備数	充足率	算定数	整備数	充足率	算定数	整備数	充足率	算定数	整備数	充足率
京都市	京都市	66	53[21]	0.80	2	2	1	35	33[16]	0.94	8	8[1]	1	15	15[1]	1
山城	乙訓消防組合	8	6[2]	0.75	1	1	1	7	4[1]	0.57	1	1	1	1	1	1
	宇治市	6	8[2]	1.33	2	2	1	7	6[1]	0.86	2	2	1	2	2	1
	城陽市	6	6[1]	1	0	0	-	4	3[1]	0.75	1	1	1	1	1	1
	久御山町	1	1[1]	1	0	1	-	1	1[1]	1	1	1	1	1	0	-
	八幡市	5	3	0.60	0	1	-	4	3	0.75	1	1	1	1	1	1
	京田辺市	8	5[1]	0.63	1	1	1	5	4[1]	0.80	1	1	1	1	1	1
	精華町	4	3	0.75	0	0	-	2	2	1	1	1	1	1	0	-
	相楽中部消防組合	9	6[1]	0.67	1	1	1	6	6[1]	1	1	1	1	1	1	1
	南丹	京都中部広域消防組合	12	9[2]	0.75	1	1	1	7	7[2]	1	2	1	0.50	2	2
中丹	福知山市	6	5[1]	0.83	1	1	1	5	5[1]	1	1	1	1	1	1	1
	舞鶴市	6	5	0.83	2	2	1	5	5	1	1	1	1	1	1	1
	綾部市	4	3	0.75	2	1	0.50	3	3[1]	1	1	1	1	1	0	-
丹後	京丹後市	3	3	1	1	1	1	4	4[1]	1	1	1	1	1	0	-
	宮津与謝消防組合	4	4	1	1	1	1	4	4[1]	1	1	1	1	1	0	-
府計		148	120[32]	0.81	15	16	1.07	99	90[28]	0.91	24	23[1]	0.96	31	26[1]	0.84

※常用整備数を記載、非常用がある場合は、〔 〕として記載

2-1 火災の発生状況

本部名	構成市町村	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	
			前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	
京都市	京都市消防局	236	232 -4	256 24	249 -7	230 -19	215 -15	
山城	乙訓消防組合	向日市	36	27 -9	30 3	22 -8	30 8	30 0
		長岡京市	10	9 -1	9 0	9 0	12 3	8 -4
		大山崎町	22	12 -10	17 5	10 -7	14 4	20 6
		宇治市消防本部	4	6 2	4 -2	3 -1	4 1	2 -2
	宇治市消防本部	38	45 7	34 -11	35 1	43 8	37 -6	
	城陽市消防本部	20	18 -2	25 7	24 -1	15 -9	17 2	
	久御山町消防本部	10	7 -3	4 -3	6 2	12 6	4 -8	
	八幡市消防本部	13	13 0	23 10	18 -5	9 -9	13 4	
	京田辺市消防本部	京田辺市	28	18 -10	19 1	21 2	22 1	19 -3
		井手町	17	14 -3	14 0	14 0	15 1	12 -3
		宇治田原町	4	2 -2	2 0	2 0	3 1	1 -2
	精華町消防本部	7	2 -5	3 1	5 2	4 -1	6 2	
	相楽中部消防組合	7	10 3	8 -2	8 0	11 3	4 -7	
	相楽中部消防組合	木津川市	17	19 2	25 6	24 -1	38 14	39 1
		和束町	15	14 -1	21 7	15 -6	31 16	27 -4
		笠置町	0	3 3	1 -2	5 4	4 -1	7 3
南山城村		0	1 1	0 -1	3 3	0 -3	2 2	
南丹	京都中部広域消防組合	2	1 -1	3 2	1 -2	3 2	3 0	
	亀岡市	27	44 17	26 -18	41 15	39 -2	33 -6	
	南丹市	20	25 5	13 -12	14 1	14 0	17 3	
	京丹波町	2	13 11	4 -9	11 7	18 7	12 -6	
中丹	福知山市消防本部	5	6 1	9 3	16 7	7 -9	4 -3	
	舞鶴市消防本部	39	32 -7	38 6	42 4	38 -4	28 -10	
	綾部市消防本部	19	17 -2	17 0	19 2	17 -2	14 -3	
丹後	京丹後市消防本部	12	9 -3	8 -1	5 -3	17 12	8 -9	
	宮津与謝消防組合	京丹後市消防本部	20	16 -4	17 1	28 11	13 -15	16 3
		宮津市	15	22 7	15 -7	14 -1	17 3	24 7
		伊根町	11	9 -2	8 -1	8 0	11 3	12 1
		与謝野町	0	2 2	3 1	2 -1	3 1	2 -1
府計	4	11 7	4 -7	4 0	3 -1	10 7		
府計	537	529 -8	545 16	556 11	551 -5	501 -50		

2-2 火災の発生状況

	本部名	建物火災						林野火災						車両火災						その他火災 ※						
		(26)	(27)	(28)	(29)	(30)	(R)	(26)	(27)	(28)	(29)	(30)	(R)	(26)	(27)	(28)	(29)	(30)	(R)	(26)	(27)	(28)	(29)	(30)	(R)	
京都市	京都市消防局	166	170	193	176	173	162	5	2	2	3	3	3	29	35	23	32	13	18	36	25	38	38	41	32	
山城	乙訓消防組合	向日市	23	14	15	16	18	22	1	0	1	0	0	0	6	4	5	2	6	3	6	9	9	4	6	5
		長岡京市	8	3	3	8	7	7	0	0	1	0	0	0	1	1	1	0	2	0	1	5	4	1	3	1
		大山崎町	13	8	11	7	8	15	0	0	0	0	0	0	4	2	3	1	3	2	5	2	3	2	3	3
		宇治市消防本部	2	3	1	1	3	0	1	0	0	0	0	0	1	1	1	1	1	1	0	2	2	1	0	1
	宇治市消防本部	20	27	20	18	26	20	0	0	0	0	1	0	3	7	3	6	7	4	15	11	11	11	9	13	
	城陽市消防本部	11	5	7	13	8	7	0	1	1	1	1	0	2	2	3	4	2	4	7	10	14	6	4	6	
	久御山町消防本部	6	4	4	5	5	3	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	4	1	4	1	0	1	3	0	
	八幡市消防本部	8	8	12	13	7	9	0	0	0	0	0	0	3	3	3	5	1	3	2	2	8	0	1	1	
	京田辺市消防本部	京田辺市	15	11	10	11	9	13	1	0	1	1	0	3	7	5	3	5	4	2	5	2	5	4	9	1
		井手町	9	8	6	6	6	9	1	0	1	1	0	2	4	4	2	4	2	0	3	2	5	3	7	1
		宇治田原町	3	2	2	2	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	1	0
		精華町消防本部	3	1	2	3	2	3	0	0	0	0	0	1	3	1	1	1	1	2	1	0	0	1	1	0
	相楽中部消防組合	木津川市	4	2	5	5	8	2	1	0	0	0	0	0	0	2	0	0	2	1	2	6	3	3	1	1
		和束町	13	12	13	17	10	13	1	0	1	1	2	2	0	1	8	1	4	3	3	6	3	5	22	21
		笠置町	12	9	12	12	8	8	0	0	1	0	2	0	0	1	6	0	4	2	3	4	2	3	17	17
		南山城村	0	2	0	4	0	3	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	1	0	1	1	0	4	2
南丹	京都中部広域消防組合	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	2	0	1	
	亀岡市	1	1	1	1	2	1	1	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	1	
	南丹市	16	29	18	30	20	23	1	2	1	0	0	1	5	7	5	6	6	4	5	6	2	5	13	5	
	京丹波町	13	16	12	9	9	13	0	2	0	0	0	0	5	4	1	3	1	3	2	3	0	2	4	1	
中丹	福知山市消防本部	0	8	2	9	7	6	0	0	0	0	0	1	0	3	1	1	4	1	2	2	1	1	7	4	
	舞鶴市消防本部	3	5	4	12	4	4	1	0	1	0	0	0	0	0	3	2	1	0	1	1	1	2	2	0	
	綾部市消防本部	18	15	20	18	15	12	2	0	1	3	0	0	6	1	3	7	3	6	13	16	14	14	20	10	
丹後	京丹後市消防本部	12	12	11	14	11	11	0	1	0	1	1	0	1	2	4	3	0	0	6	2	2	1	5	3	
	宮津与謝消防組合	綾部市消防本部	5	3	5	0	6	4	1	2	0	1	2	0	3	1	1	1	0	0	3	3	2	3	9	4
		宮津市	14	14	14	20	10	7	0	1	1	1	0	0	4	0	0	3	1	4	2	1	2	4	2	5
		伊根町	9	15	8	3	9	10	0	0	0	0	1	0	0	1	2	4	0	2	6	6	5	7	7	12
		与謝野町	7	3	3	2	5	3	0	0	0	0	1	0	0	1	2	2	0	2	4	5	3	4	5	7
府計	340	341	355	359	335	318	13	9	9	12	11	9	69	73	63	79	53	55	115	106	118	106	152	119		

※ その他火災とは、船舶や航空機火災及び空き地、田畑、道路、河川敷、ごみ集積場等、上記分類に該当しない火災

3 消防活動(救急)の状況

消防本部名		救急出動件数							現場到着時間(覚知～現場)(分)							患者収容時間(覚知～病院)(分)						
		26	27	28	29	30	Ⓔ	平均	26	27	28	29	30	Ⓔ	平均	26	27	28	29	30	Ⓔ	平均
京都市	京都市	81,743	83,336	84,638	86,528	90,420	90,469	86,189	6.6	6.5	6.3	6.4	6.8	6.8	6.57	31.9	32.3	32	33.2	33.1	31.4	32.32
山城	乙訓消防組合	6,068	6,199	6,316	6,630	6,733	6,985	6,489	6.8	6.9	7.1	7.2	7.2	7.3	7.08	31.6	32.8	33.1	34.2	34.2	33.4	33.22
	宇治市	8,394	8,661	8,746	8,770	9,375	9,226	8,862	6.6	6.6	6.5	6.6	6.8	6.7	6.63	24.3	25.5	26.3	27.7	29.3	28.9	27.00
	城陽市	3,586	3,514	3,653	3,751	3,948	3,863	3,719	6.1	6.1	6.4	6.6	6.7	6.8	6.45	26.1	26.5	26.9	27.6	28.4	29.3	27.47
	久御山町	1,147	1,190	1,208	1,238	1,306	1,295	1,231	5.7	5.8	5.8	5.8	5.8	6.6	5.92	25.7	26.4	25.3	25.2	25.6	27.2	25.90
	八幡市	3,631	3,775	3,781	3,733	3,963	4,001	3,814	6.5	6.3	6.3	6.5	6.3	6.2	6.35	26.3	26.1	26.2	27.5	27.2	27.7	26.83
	京田辺市	3,880	4,022	4,130	4,188	4,409	4,296	4,154	6.7	6.8	6.9	6.9	6.6	6.5	6.73	30.5	30.6	31.2	29.9	30.1	30.1	30.40
	精華町	1,377	1,236	1,314	1,318	1,448	1,432	1,354	6.1	6.8	7.2	7.3	7.3	7.4	7.02	33	34	37	33	37	36.6	35.10
	相楽中部消防組合	3,321	3,311	3,368	3,561	3,723	3,742	3,504	8.1	8	7.7	7.6	7.7	7.6	7.78	39.1	40.3	39.6	38.4	39	39	39.23
南丹	京都中部広域消防組合	6,275	6,482	6,393	6,751	6,888	6,802	6,599	8.9	8.8	9.2	9.2	9.3	9.5	9.15	42.5	42.6	43.5	43.6	42.9	39.5	42.43
中丹	福知山市	3,825	3,594	3,611	3,699	3,674	3,632	3,673	10.8	9.2	8.8	9	8.97	8.88	9.28	32.48	32.84	31.93	32.78	32.6	32.75	32.56
	舞鶴市	3,497	3,399	3,513	3,615	3,733	3,732	3,582	8.4	8.9	8.5	8.5	8.6	8.4	8.55	31	32.6	33	33	34	34	32.93
	綾部市	1,591	1,666	1,546	1,645	1,822	1,748	1,670	11.5	14.5	10.7	10.7	10.3	10.2	11.32	35.2	34.8	33.4	33	31.5	32.4	33.38
丹後	京丹後市	2,410	2,418	2,519	2,567	2,567	2,455	2,489	9	8.9	8.9	9.1	9.6	9.1	9.10	38.2	37.8	37.9	39	40.5	39	38.73
	宮津与謝消防組合	2,077	2,216	2,203	2,249	2,232	2,206	2,197	8	8.3	7.8	8	7.9	8.1	8.02	31.7	33.4	32.3	32.1	33.1	34	32.77
府計		132,822	135,019	136,939	140,243	146,241	145,884	139,525	7.0	7.0	6.8	6.9	7.1	7.1		32.1	32.6	32.4	33.3	33.4	32.4	

4 消防活動(救助)の状況

消防本部名		救助出動件数							救助隊運用数(隊)	
		㉔	㉕	㉖	㉗	㉘	㉙	平均		専任隊数
京都市	京都市	837	898	886	953	1,102	1,054	955	12	7
山城	乙訓消防組合	53	50	55	51	52	55	53	1	0
	宇治市	98	143	112	126	131	135	124	2	1
	城陽市	44	43	43	39	54	39	44	1	0
	久御山町	28	28	20	34	34	20	27	1	0
	八幡市	43	27	38	32	45	43	38	1	0
	京田辺市	49	50	81	51	66	76	62	1	0
	精華町	22	15	17	20	18	10	17	1	0
	相楽中部消防組合	29	38	57	42	45	41	42	1	0
南丹	京都中部広域消防組合	79	83	91	81	91	96	87	1	0
中丹	福知山市	92	62	53	57	55	30	58	1	0
	舞鶴市	51	37	35	71	70	47	52	1	0
	綾部市	21	28	11	30	20	18	21	1	0
丹後	京丹後市	45	28	37	46	39	29	37	1	0
	宮津与謝消防組合	32	23	17	25	22	13	22	1	0
府 計		1,523	1,553	1,553	1,658	1,844	1,706	1,640	27	8

